令和元年10月１日から

３歳児から５歳児までの幼稚園、保育所などを利用する



子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※　0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所等を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

○**幼稚園、保育所等を利用する３歳児から５歳児までの全ての子どもたち**の利用料が無償化されます。

●無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間です。

（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第３子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○**０歳児から２歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

●さらに、子どもが２人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子とカウントして、０歳児から２歳児までの第２子は半額、第３子以降は無償となります。



（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所に加え、**認可外保育施設も同様に無償化の対象**となります。





わっかない子育て応援サイト『え～る』にも随時無償化情報を掲載していますので、ご確認下さい。

「え～る」無償化情報ページはこちらから　⇒

＊＊＊お問い合わせ＊＊＊

稚内市教育委員会こども課育成グループ　TEL:0162-23-6530

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、稚内市から
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注）原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額12,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、稚内市から
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注1）認可保育所を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○**３歳児から５歳児までの子どもたちは月額40,300円まで、０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額45,700円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

○**就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、３歳児から５歳児までの利用料が無償化**されます。



＊＊＊お問い合わせ＊＊＊
稚内市教育委員会こども課育成グループ　TEL:0162-23-6530